ため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)の整備を図る。

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療機関等の整備

救急医療体制については,従来から体系的な整備を進めており,平成17年度予算には,救急医療施設等と救急医療情報センターの整備・充実を図ることとし,その関連経費を含め,総額115億円を計上している。

救急医療体制の体系的整備の主な内容は,次のとおりである。

ア 救急医療施設の整備

(ア)初期救急医療施設の整備

休日夜間急患センターについて,整備を図る。

(イ)第二次救急医療施設の整備

重症救急患者を受け入れるための,病院群輪番制病院及び共同利用型病院の整備を図るとともに,小児緊急患者を受け入れる小児救急医療支援事業実施病院及び小児救急医療拠点病院の整備を図る。

(ウ)第三次救急医療施設の整備

重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤 救急患者の救命医療を担当する救命救急センターの 整備を図るとともに,広範囲熱傷,指肢切断,急性 中毒等の特殊疾病患者に対応する高度救命救急セン ターの整備を図る。

イ 救急医療情報システムの整備

救急医療施設の応需情報を常時,的確に把握し, 医療施設,消防本部等へ必要な情報の提供を行うと ともに,災害時には医療機関の稼働状況,医師・看 護師等スタッフの状況等災害医療に係る総合的な情 報収集を行う救急医療情報センターの整備を図る。

ウ 救急医療設備の整備

交通事故の被害者救済の充実強化を図るため,全国の公的医療機関等の救急医療機器の整備に関し,自動車損害賠償保障事業特別会計から4億8千万円の補助金を交付する。

(2) 救急医療担当医師・看護師の養成等

医師の卒業前の教育・臨床教育において救急医療に関する教育研修の充実に努めるとともに,救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても,呼吸・循環管理等の研修を拡充し,救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師及び救急救命士については,医療機関等において研修を実施すること等によりその資質の向上を図る。また,救急救命士養成所の専任教員の確保を図るための講習会を実施する。

(3)ドクターヘリ事業の推進

交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、早期治療の開始と迅速な搬送を行うドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)の配備を推進する。

3 救急関係機関の協力関係の確保等

救急業務の円滑な実施や救急隊員への教育訓練体制の整備等を図り,消防機関と医療機関,救急医療関係者等との連携を強化し,都道府県及び各地域単位のメディカルコントロール協議会の充実を図る。この協議会において救急救命士等の救急隊員の活動に必要な医師の指示・指導・助言体制の確立や臨床実習等の支援体制の確保を推進する。

第7節 損害賠償の適正化と被害者対策の推進

■ 自動車損害賠償保障制度の充実等

交通事故被害者保護の充実を図るため,次の施策 を重点的に推進する。

(1) 自動車損害賠償責任保険(共済)の充実

自賠責保険については,政府再保険制度が廃止されたことにより,国の支払審査が死亡等重要事案に

限られることになったが,被害者保護の充実が図られるよう,新制度における保険会社等の情報提供措置の着実な実施,支払基準に基づいた適正な保険金支払いの実施及び公正中立な紛争処理機関による紛争処理業務の円滑な実施が図られるよう保険会社等を指導する。

(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや 無保険車による事故の被害者救済制度である保障事 業についても,自賠責保険と同様,被害者保護の充 実を図る。

(3)無保険無共済連両対策の徹底

原動機付自転車等に係る自賠責保険(共済)の普及の促進を図り,無保険(共済)車対策の充実を図る。

(4)任意の自動車保険(自動車共済)の充実等

自賠責保険(共済)とともに交通事故の被害者救済に重要な役割を果たしている任意の自動車保険(共済)について,必要に応じ制度の改善及び普及率の向上等の要請,指導を行う。

2 損害賠償の請求についての援助等

(1)地方公共団体の設置する交通事故相談所の活動の強化

交通事故被害者救済対策の一環として,地方公共団体が設置する交通事故相談所の強化を図るため,都道府県及び政令指定都市に対して,交通事故相談所の活動に必要な経費の一部として,平成17年度は総額1億4,222万円の交付を行う。

なお,相談内容の複雑・多様化に対処するため, 交通事故相談事例・判例等の事例研究会の開催及び 情報誌の作成・配布を内容とした交通事故相談員育 成事業並びに交通事故相談員中央研修会(初任者 コース)も引き続き実施し,交通事故相談員の資質 の向上を図る。

また,平成16年度に創設された交通事故相談員支援事業を拡充して実施し,交通事故相談所において相談員が,弁護士等のアドバイザーから直接助言・アドバイスを受けられる体制を整備し,複雑・多様化する相談に迅速・的確かつ適正に対応するための支援を行うとともに,市(区)町村相談窓口に対する都道府県交通事故相談所の指導の充実,研修の実施などにより,地域における交通事故相談活動の充実を図る。

(2)損害賠償請求の援助活動等の強化

ア 警察における交通相談の積極化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救済の一助とするため,救済制度の教示や交通相談活動の積極的な推進を図る。

イ 法務省における人権相談の強化

法務局,地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員は,人権擁護活動の一環として,交通事故に関する相談についても従来から積極的に取り組んできたが,なお一層地域住民の利便に資するため,人権相談の充実強化を図る。

ウ (財)法律扶助協会による民事法律扶助事業 の推進

交通事故の被害者を含め民事紛争の当事者が資力 に乏しい場合であっても,民事裁判等において自己 の権利を実現することができるよう,法律相談を実 施したり,訴訟代理費用(弁護士費用)の立替えを 行う民事法律扶助事業を推進するとともに,同事業 について一層の周知を図るための広報に努める。

なお,平成16年5月26日,総合法律支援法(平16 法74)が成立し,同年6月2日公布された。この法 律は,民事,刑事を問わず,あまねく全国におい て,法による紛争の解決に必要な情報やサービスの 提供が受けられる社会の実現を図ることを目的とし ており,民事法律扶助事業については,(財)法律 扶助協会から,同法に基づき新設される日本司法支 援センターが引き継ぐこととされている。同セン ターの業務開始は,18年秋ころが予定されており, 業務開始と同時に民事法律扶助法は廃止になる。

エ (財)日弁連交通事故相談センターによる交通事故相談活動の強化

弁護士による交通事故の損害賠償等に関する無料の法律相談及び示談あっせん事業をさらに利用しやすくするため,相談所の増設等の業務の拡充に努める。

オ (財)交通事故紛争処理センターによる交通 事故相談活動の強化

交通事故に関する紛争の適正な処理を図るため, 嘱託弁護士による無料法律相談及び和解のあっせん 並びに審査会による裁定等の業務の強化に努める。

カ 改正自賠法に基づく紛争処理機関による紛争 処理

改正自賠法に基づき,自賠責保険の保険金の支払いに関する紛争を解決するため,公正中立で専門的な知見を有する紛争処理機関として平成14年4月より業務を開始した(財)自賠責保険・共済紛争処理機構に対し,通常の裁判による救済に比べてより迅速な紛争の解決が図られるよう指導を行う。

3 交通事故被害者対策の充実強化

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

ア 自賠法の自動車事故対策計画に基づく交通事 故被害者救済対策等

自賠法による自動車事故対策計画に基づき,被害 者保護の増進及び自動車事故の発生の防止が安定的 に行われるよう補助等を行う。

イ 独立行政法人自動車事故対策機構

独立行政法人自動車事故対策機構は,交通事故被害者の救済を図るため,次に掲げる業務を行う。

(ア)介護料の支給

自動車事故により重度の後遺障害を負い,常時又 は随時介護を要する被害者に介護料の支給を行う。 さらに,在宅介護者の支援を強化するため,短期入 院費用の一部助成を行う。

(イ) 重度後遺障害者療護施設の運営等

自動車事故による重度後遺障害者に対し,専門的な治療及び養護を行う療護センター(千葉,東北,岡山,中部の4箇所)の運営を行う。

ウ 交通遺児に対する援助

交通遺児の生活基盤を確立し、その健やかな育成を図るため、(財)交通遺児育成基金において、交通遺児から拠出された資金を長期にわたり安定的に運用して、その育成資金を定期的に給付する交通遺児育成基金事業を行う。

エ 交通安全活動推進センター

都道府県交通安全活動推進センターは,職員のほか,弁護士,カウンセラー等を相談員として配置し,相談体制の充実に努める。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 ア 交通事故被害者等に対する情報提供の実施

ひき逃げ事件,交通死亡事故等の被害者・遺族に対して,事故の概要,捜査状況等についての被害者連絡を適時,適切に実施するとともに,「交通事故被害者の手引」の配布や各種相談活動によって,被害者等にとって必要な情報の提供に努める。

また,交通死亡事故等を起こした加害者に対する 行政処分結果等について被害者等からの問い合わせ があった場合には,適切に教示するなど,被害者等 の心情に配意した行政処分制度の運用に努める。

検察庁では,刑事事件の処理結果等を通知する被害者等通知制度の実施,被害者支援員による被害者相談等の対応を充実させるほか,被害者等に対する不起訴事件記録の開示の弾力的な運用などの施策を実施し,被害者等の保護に努める。

イ 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推 進

運転免許に関する各種講習において,被害者等の 声を反映させ,交通事故の悲惨さを受講者に効果的 に理解させる施策の推進を図る。また,被害者等の 手記を取りまとめた資料等については,交通安全推 進団体等にも配布し,交通事故の悲惨さの紹介に努 める。

ウ 交通事故被害者支援事業の実施

国民が互いに支え合う,安全で安心できる交通社 会を形成することを目的として,交通事故被害者支 援事業を実施する。

第8節 科学技術の振興等

■ 道路交通の安全に関する研究開発の推進

(1) 内閣府本府の調査研究

国民の交通安全に対する理解を深めるとともに, 今後の交通安全対策の重点化・効率化を図るため, 交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研 究を実施する。

(2)警察庁関係の研究

ア 高度道路交通システム(ITS)に関する研究 開発の推進

(ア)交通管理の最適化